

總司令部の許可あるまで部外發表禁止

昭和二十三年四月三十日
閣議決定案

復員機構整理計画

日本政府は、昭和二十一年十月四日附 S C A P I N 第一七九一號の指令及び昭和二十三年四月二十日附日本政府に對する聲明の趣旨に基いて、復員及び非軍事化に關する連合軍總司令官の指令及び指示の繼續せる能率的實行を保證しつつ、復員機構を左の計畫によつて整理する。

その機構吸收整理の推移概要は、別紙第一に示す通りである。

一 厚生省の内局たる復員局及び厚生省の所屬機關たる復員關係の諸官署は、これを昭和二十三年五月三十一日までに厚生省の外局たる引揚援護院に吸收し、同長官の完全なる行政的監督を受ける如くする。この際引揚援護院は、その名稱を新たに制定せらるべき行政組織法の規定に合する如く引揚援護廳に改め、別紙第二に示す如き機構となる。

右に述べた吸收に當つて改正する主なる事項は、左の各項に示す通りである。

- (一) 復員局の分課規定に定められていた人事、會計及び文書に關する業務の中全般的行政の責任は、それを引揚援護廳官房に移す。なお、引揚援護廳官房が、この行政の責任について一般の外局が本省より受けると同様な統制を厚生省官房の秘書課（人事）、會計課（會計）及び總務課（文書）より受けることは勿論である。（この結果一例を人事について述べると、一級官及び二級官の任免は厚生省秘書課が、又三級官以下の任免は引揚援護廳官房がこれを掌ることとなる。）
- (二) 總務部と業務部を統合して復員業務部とし、同部の中に復員課（總務課と整理課とを統合して一課に編成する。）、連絡課（翻譯部を吸收する。）、業務課（業務部を縮少して編成する。）及び復員相談所を置く。
- (三) 地方機關として取扱われていた留守業務局を復員局内の留守業

務部とし、且つその内部機構を整理合理化する。一その整理状況は、將來における整理状況と合わせて別紙第三に示す通りである。又船舶残務整理部を留守業務部の出張所とする。

(四) 第二復員局残務處理部内の機構は、これを八課より六課に(昭和二十三年十月頃更に四課に一整理合理化する。一その整理状況は、別紙第四に示す通りである。)

(五) 復員連絡局の出先機關であつた上陸地支局及び地方復員殘務處理部の出先機關であつた上陸地連絡所と共に函館、舞鶴及び佐世保に置かれていた。一を合併して當該地方引揚援護局に吸收し、同局内の各部の一たる復員部とする。左お、右に伴い從來上陸地支局及び上陸地連絡所の職員が兼勤の身分において組織していた同局内の第一及び第二復員部は解消する。

(六) 大阪地方復員殘務處理部を廢止する。

引揚援護廳内復員機關の細部の分掌事務、主要職員の氏名及び職員數は、別冊の通りである。

(一) 右引揚援護廳は、引揚終了後一ヶ月以内に厚生省の引揚殘務整理局に轉移し、別紙第五に示す如き機構となる。

右に述べた轉移の際ににおける主なる改編は、左の各項に示す通りである。但し、留守業務部及び第二復員局残務處理部内の機構は、この改編實行以前においても、業務進捗に應じ逐次整理合理化する。一留守業務部内の整理状況は、既に一の(三)で引用した別紙第三に示す通りであつて、又第二復員局残務處理部内の整理状況は、既に一の(四)で引用した別紙第四に示す通りである。一

(二) 引揚援護廳の援護局及~~は~~被服局を廢止し、それ等の殘務はこれを引揚殘務整理局總務課に引継ぐ。但し、指導課は、これを厚生省内の社會局に吸收する。

(三) 復員局を廢止し、これを復員殘務整理部及び留守業務部の二部とする。

- (三) 第二復員局残務處理部及び地方復員殘務處理部を廢止し、それ等の殘務は、主としてこれを引揚殘務整理局總務課に引継ぐ。
- (四) 地方引揚援護局をその殘務終了後廢止する。
- (五) 復員連絡局及び同支部は、その内容を整理合理化してこれを復員連絡部及び同支部とする。
- 三 右引揚殘務整理局は、發足後一ヶ年以内に殘務を處理した後、これを完全に廢止する。
- 四 都道府縣の復員機關は、地方自治法の規定に基いて既に昭和二十二年五月三日以後府縣行政の完全なる統制下に入り、民生部（東京）都に在つては民生局一内の世話課となつてゐる。そしてこの世話課は、これを左の各項に示す所によつて整理する如く、都道府縣知事に對し指導を行う。
- (一) 第二世話課の設けられている府縣にあつては、原則として五月三十日までに府縣の實情によつては十月一日までにこれを第
- 一世話課と統合して世話課とし、その他一般に世話課内の機構を業務の進捗に應じ逐次整理合理化する。
- (二) 引揚殘務整理局の廢止時期と同時に廢止する。
- 五 三及び四の(一)において述べた機構廢止の際ににおける最終殘務の引繼は、概ね左の各項に示す通りであるが、當時における政府及び都道府縣の機構如何によつて變更があることを豫想する。
- (一) 引揚殘務整理局の業務は、主として厚生省社會局に引継ぐ。
- (二) 世話課の業務は、主として都道府縣民生部（局）一内の適當なる他の課に引継ぐ。
- 六 全般的に各機關の人員數は、業務進捗の度に應じ、逐次これを減少する。その主要段階における復員機關内の人員數は、概ね別紙第六及び第七に示す通りである。
- 復員機關の職員中追放令に該當する元正規陸海軍將校の數は、全復員政府機關と全世界課毎に更に舊陸軍及び舊海軍關係に區分して、

裏面白紙

昭和二十三年六月に始まり昭和二十三年四月における數の五割に達するまで毎月五分宛を減少（五割に達した後の整理については、別にこれを定める。）せしめる。（その細部の計畫は、運輸省關係のものと合わせて別にこれを掲げる。）

裏面白紙

511

復員機構整理計畫の附屬文書

復員機構吸收整理の推移概要表

別紙第一

昭和二十三年五月三十一日までに轉移すべき引揚援護

別紙第二

驥の機構

別紙第三

留守業務部内の機構整理狀況

別紙第四

第二復員局殘務處理部内の機構整理狀況

別紙第五

引揚終了後一ヶ月以内に轉移すべき引揚援護整理局の
機構

別紙第六

復員關係機關人員數推移の總括表

別紙第七

引揚援護驥内復員機關の人員表

別冊

引揚援護驥内復員機關の分掌事務及び職員表

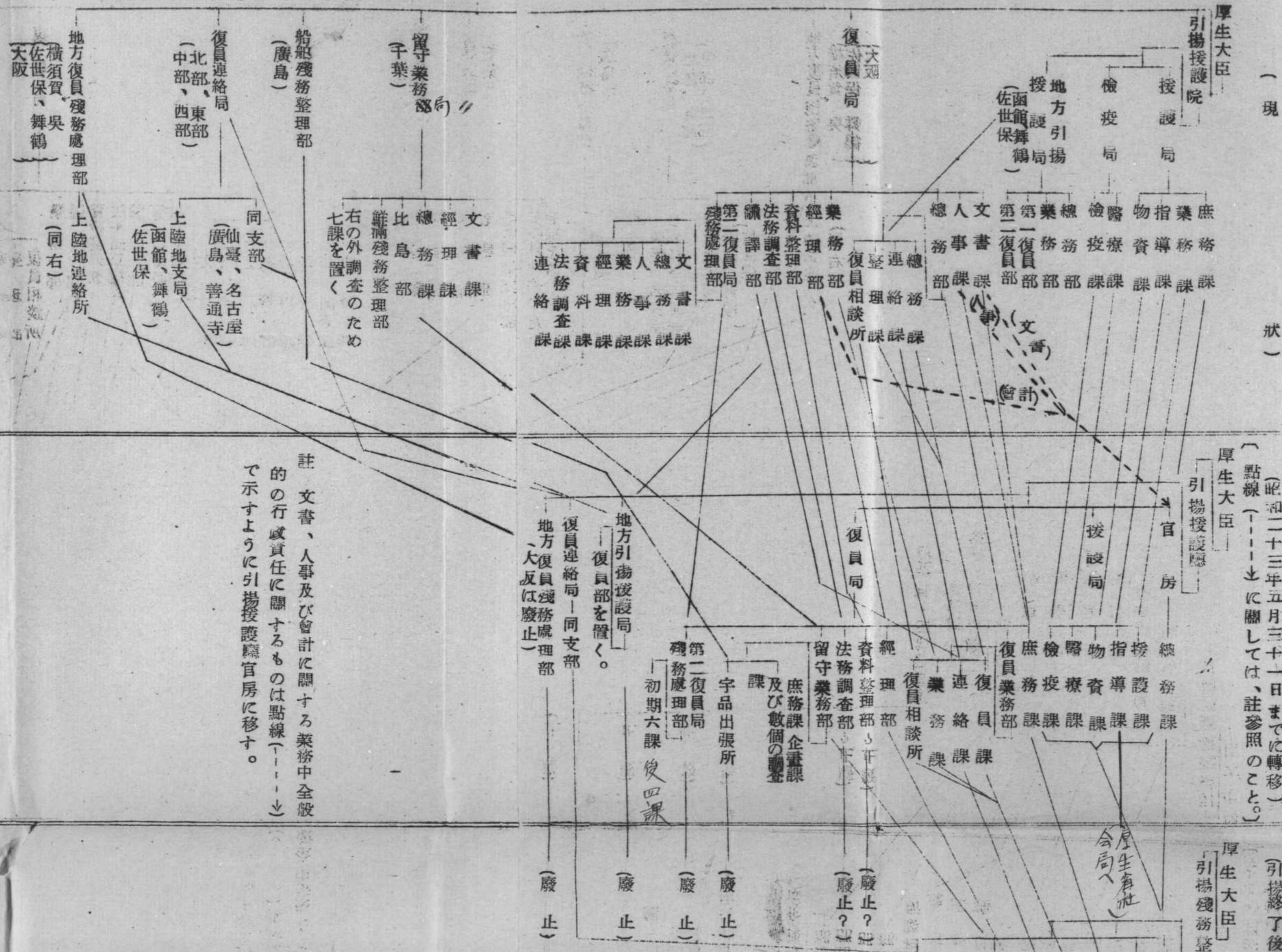
別紙第三

復國機
辟厥收
整

九

(昭和二十三年五月三十一日までに轉移一
點線(—)に關しては、註参照のこと。)

同上



註 文書、人事及び會計に關する業務中全般的の行政責任に關するものは點線(-----)で示すように引揚接護廳官房に移す。

員機構收整理の推移概要

状一

(昭和二十三年五月三十一日までに轉移)
點線(-----)に關しては、註参照のこと。

厚生大臣

引揚援護廳

引揚殘務整理局長

(引揚終了後一ヶ月以内に轉移)

厚生省社

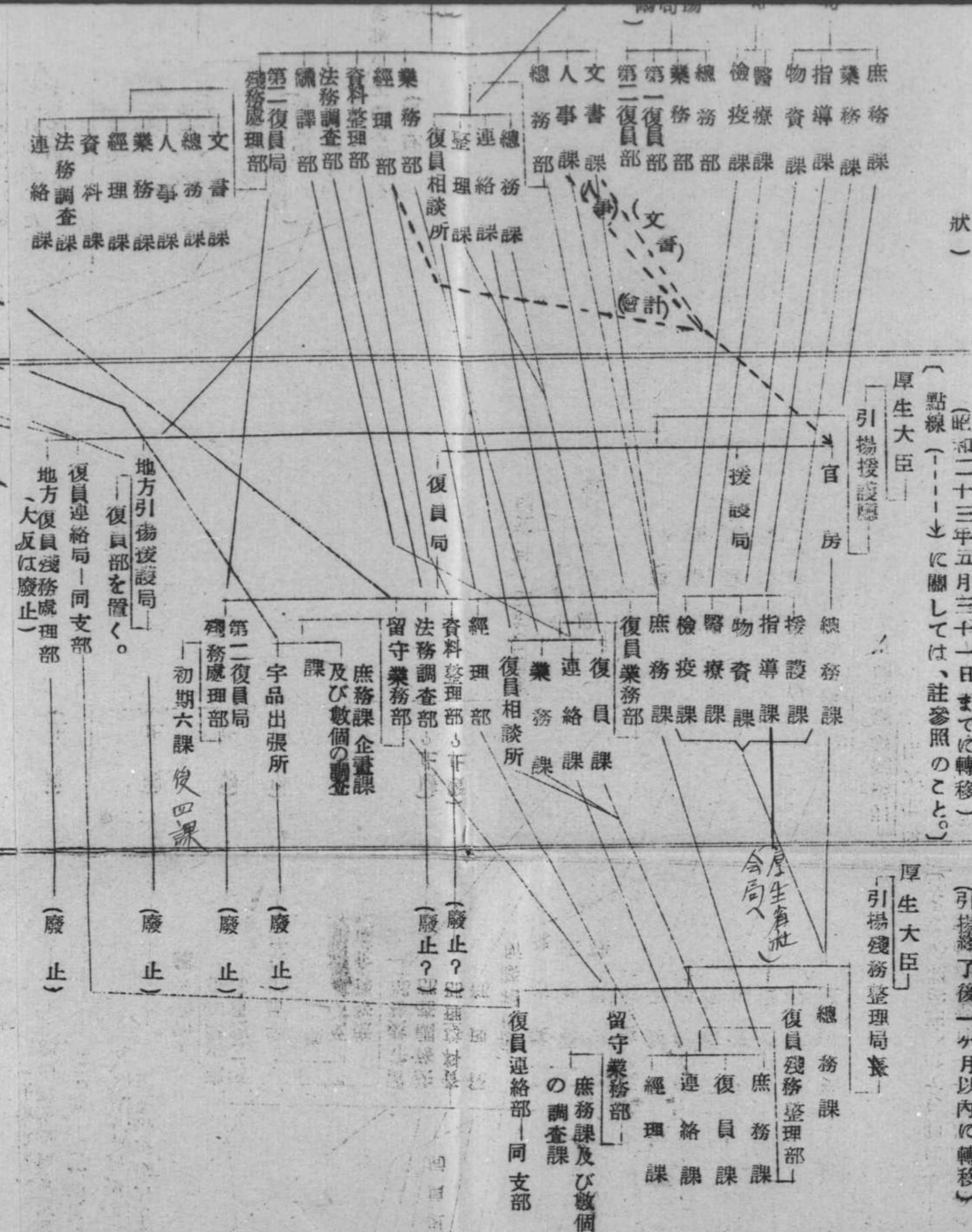
總務課

復員殘務整理部

復員連絡部

復員課

連絡課

理部
上陸地連絡所同右
上陸地支局
(仙臺、廣島、佐世保、函館、舞鶴、名古屋、善通寺)文經總務部
比鳥務部
難浦殘務整理部
右の外調査のため
七課を置く註 文書、人事及び會計に關する業務中全般
的行政責任に關するものは點線(-----)で示すように引揚援護廳官房に移す。

別紙第二其の二

昭和二十三年五月二十一日までに轉移すべき引場援護廳の機構

人事、文書、會計及び廳内事務の統制

上陸地及び上陸後引場地に至るまでの援護

引場先における援護

援護關係の物資

上陸地における醫療

引場者に対する檢疫

局内の庶務及び舊陸軍關係人事資料

連合軍との連絡及び譯譯

死亡者、傷病者及び連合軍の要求に基く衛生調查關係事務等

復員關係相談事務

復員關係相談事務

諸經費の配分、未復員者給與及び舊陸軍經理の業務整理等

連合軍の要求による史實資料の調製整理

連合軍の要求による法務關係の調査

狀況不明者の調査

(細部は、別紙第三の通り。)

(細部は、別紙第三の通り。)

(軍屬船員關係)

第一復員局殘務處理部 舊第一復員局關係の殘務處理

初期六つの課を置き、後四課に整理する。

(細部は、別紙第三の通り。)

等内復員業務の調整及び管内廢止部隊等の
殘務整理

舊地方復員局の殘務處理

(A)は舊陸軍關係、(B)は舊海軍關係を示す。

(A)は舊陸軍關係、(B)は舊海軍關係を示す。

(A)及び(B)の細部の分掌事務、主安職員の氏名

(A)及び(B)の細部の分掌事務、主安職員の氏名

二一

(A)

(B)

(C)

(D)

(E)

(F)

(G)

(H)

(I)

(J)

(K)

(L)

(M)

(N)

(O)

(P)

(Q)

(R)

(S)

(T)

(U)

(V)

(W)

(X)

(Y)

(Z)

別紙第四

留守業務部内の職務整理状況

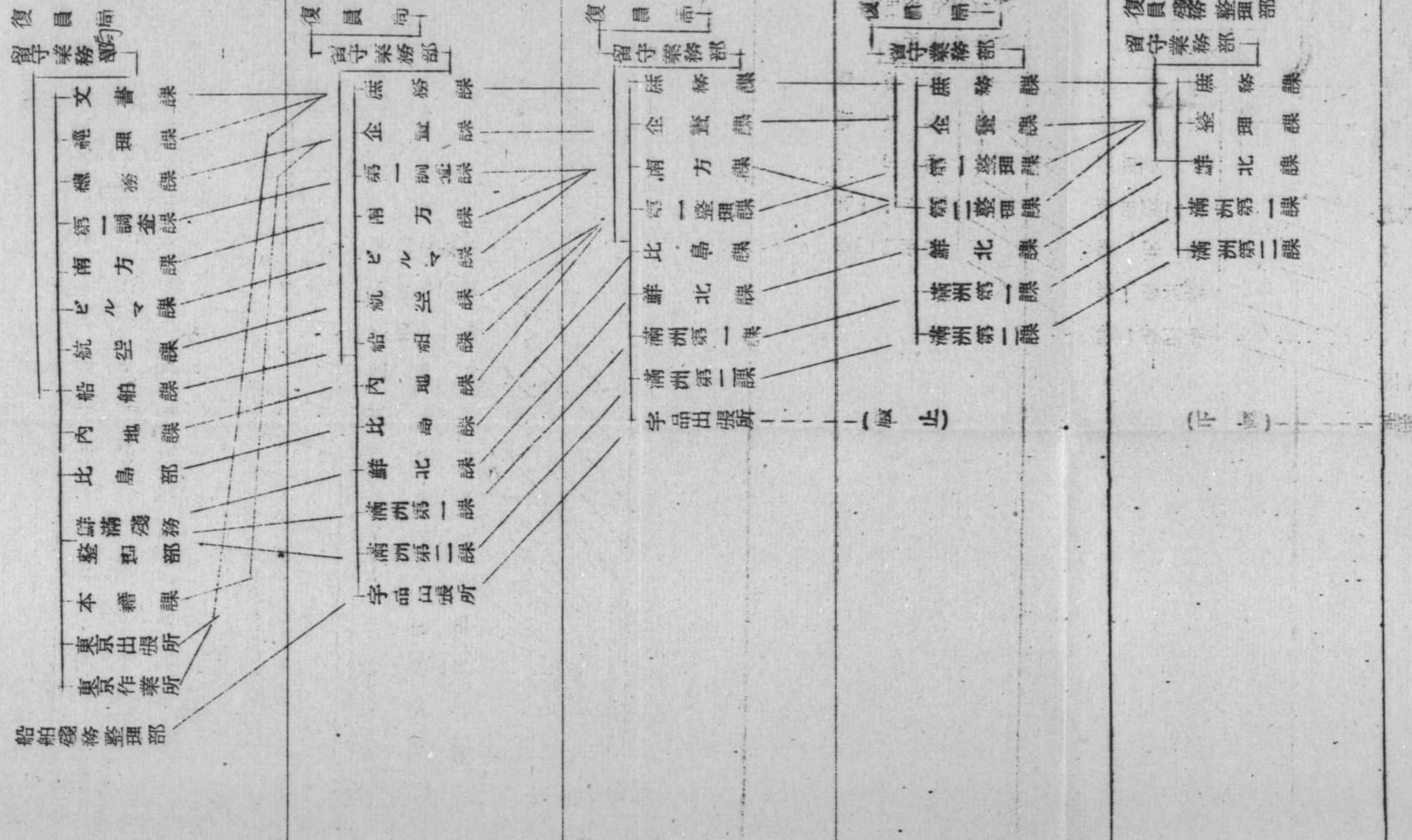
(現状)

(五月三十一日までに轉移)

(八月一日に轉移)

(十二月一日に轉移)

(引揚業務整理局合轉移)



第三回

裏面白紙

別紙第五

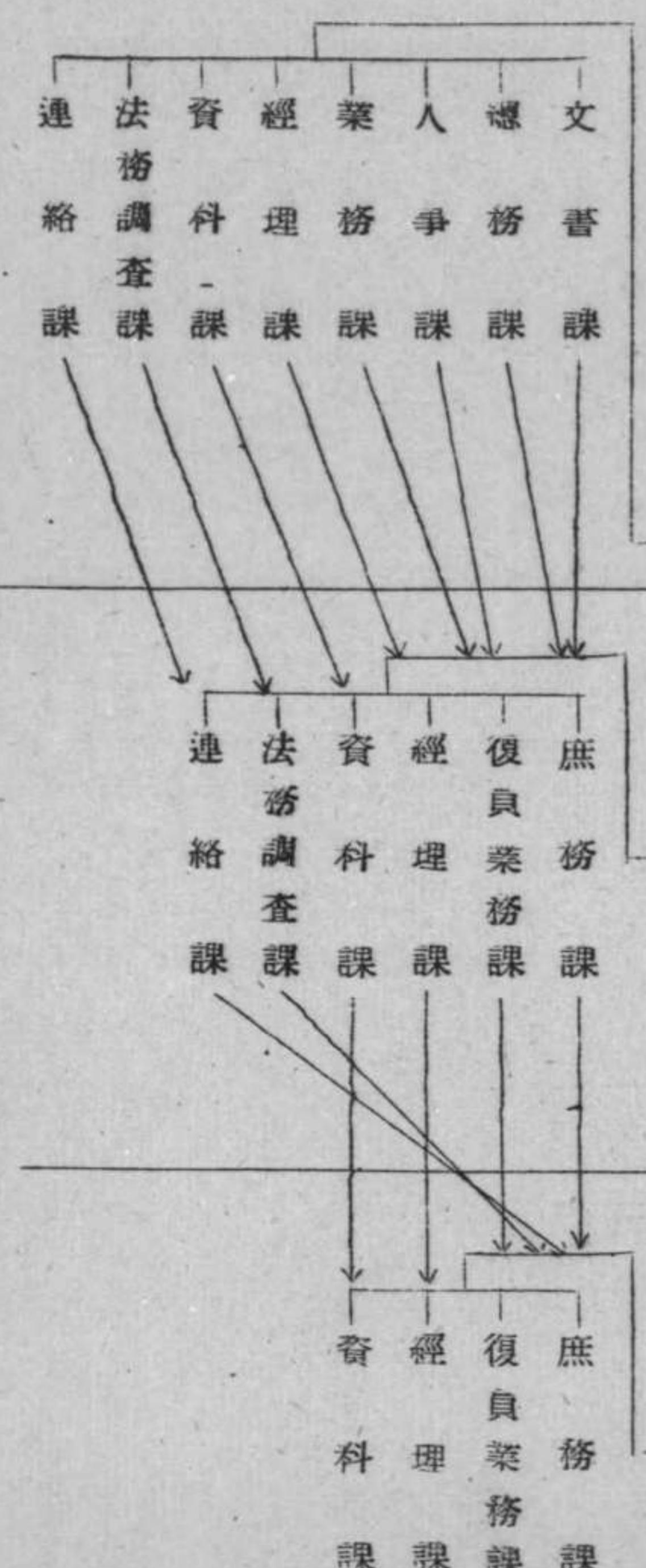
第二復員局殘務處理部内の機構整理狀況

(現 狀)

(昭和二十三年五月二十一日までに
第二復員局殘務處理部
同上)

(昭和二十三年十月頃専移)

轉移

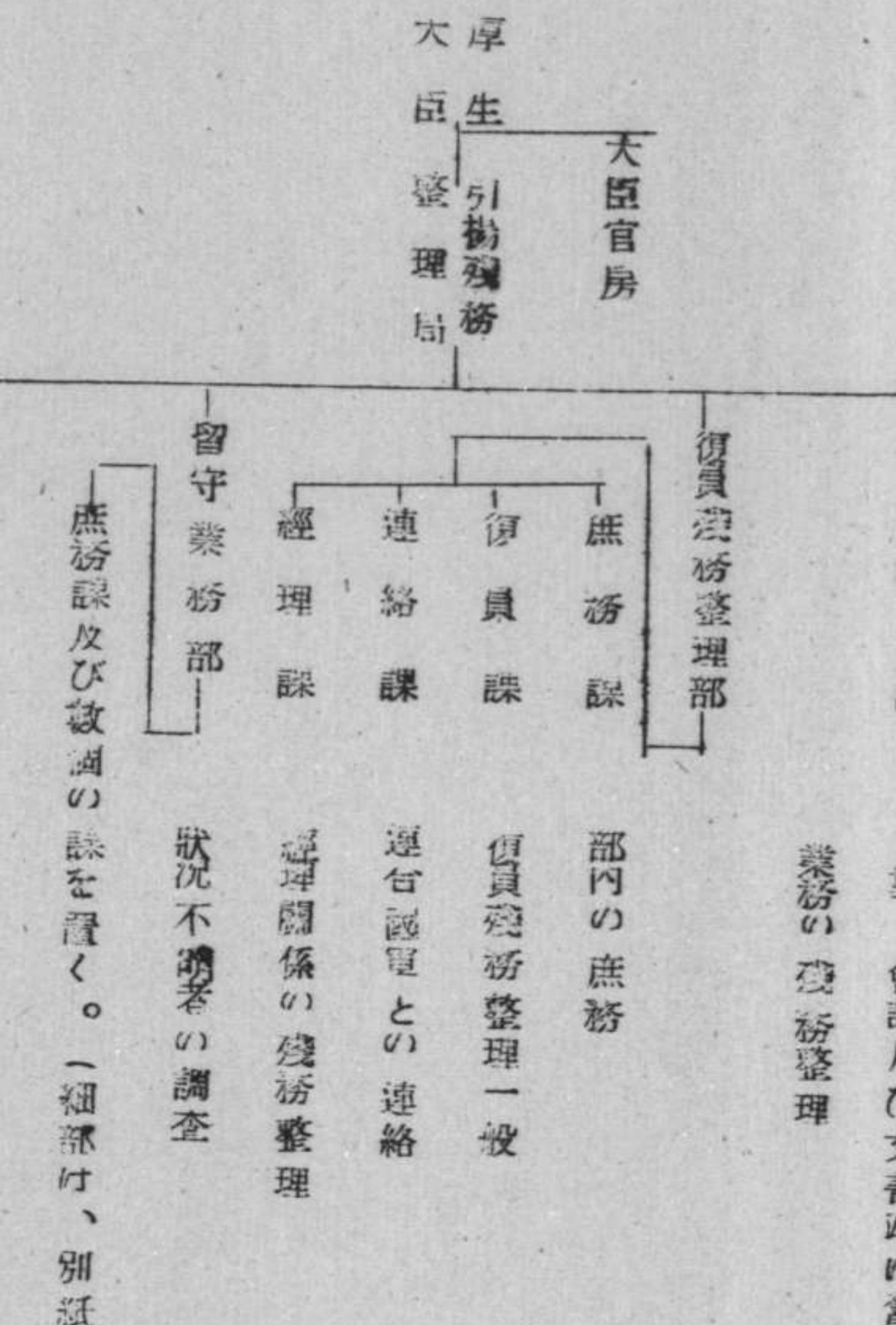


別紙第五

引揚終了後一ヶ月以内に譲移すべき引揚業務整理局の機構

人事、会計及び文書並に舊援護局關係

業務の殘務整理



註 本表の外法務關係の調查及び史實資料等整理のため、連合軍の要求によつて所要の部課を置くことがある。

(北部、東部) (仙臺、名古屋)

(中部、西部) (廣島、普通寺)

復員連絡部一同支部 舆内復員業務整理業務の調整

別紙第六

復員關係機關人員推移表

區分	時期	昭和二十三年一月一日	改編當時(1)	引揚援護廳に吸	引揚殘務整理局に
			收時(III)		改編時(IV)
政府復員機關合計		七、四一五			
中一復關係		四、六八六	六、三二五		
中二復關係		二、七二九	四、三九一		
地方世話課合計		七、三五三	一、九三四		
中一復關係		六、三五五	六、四二八		
中二復關係		九九八	五、五八九		
一復關係合計		一一、〇四一	八三九		
二復關係合計		三、七二七	九、九八〇		
総計		一四、七六八	一二、七五三		

参考
備考

備考 ④の時期の人員数は、本文六で述べ追放令該當の元正規陸海軍
移交の減少計算及び業務進捗の度に開運して、改編實行時期如何に
より左右されるので、未だ豫想困難である。

別紙第七

引揚援護廳内復員關係機關人員表（援護廳内に吸收當初における。）

員復方地	(A) 部			(B) 部			(A) 部			(B) 部			分區		
	員復	以上復員局合計	員復	以上復員局合計	員復	以上復員局合計	員復	以上復員局合計	員復	以上復員局合計	員復	以上復員局合計	員復	以上復員局合計	
吳 賀須賀	東部 仙臺支部 中部 名古屋支部 廣島支部 善通寺支部	北部 仙臺支部 中部 名古屋支部 廣島支部 善通寺支部	東部 仙臺支部 中部 名古屋支部 廣島支部 善通寺支部	總務部長 人事課 業務課 總務課 法務調查課 資料課 經理課 連絡課	舊編成 部 課	新編成 部 課	一級 事務官								
吳 賀須賀	西部 名古屋支部 中部 仙臺支部 廣島支部 善通寺支部	東部 仙臺支部 中部 名古屋支部 廣島支部 善通寺支部	東部 仙臺支部 中部 名古屋支部 廣島支部 善通寺支部	總務部長 人事課 業務課 總務課 法務調查課 資料課 經理課 連絡課	舊編成 部 課	新編成 部 課	二級 事務官								
一	一 五九	七 一〇	二 一	一 二一	一 一七	二 一	一 五	一 一	一 四	一 一	一 八	一 一〇	一 一五	一 事務官	二級 事務官
二七	五 九	一 一〇	一 一〇	五 五	六 九	二 四七	八 〇	一 一	一 一四	二 二	一 一八	一 一〇	一 一	一 事務官	三級 事務官
三〇	六 六	一 〇	一 一	一 一四	一 一四	六 五〇	八 五	二 二	二 二	三 三	一 一四	一 一〇	一 一八	一 三三	三級 事務官
四七	七 七	一 一七	一 一四	七 五	一 一七	四 一五	三 〇	五 八	二 一	五 九	三 八五	一 一七	一 一〇	一 一八	職員
三〇〇	三 三五	三 二五	六 〇	四 一	四 六	四 六	五 九	二 三	二 三	二 三	一 三〇	一 一七	一 一六	一 一八	臨時 事務官
二九七	五 六八	一 〇四	六 九	七 八	七 一	五 一	三 七	五 〇七	五 一	五 一	三 二〇	一 一三	一 一三	一 一三	備人

備考 (A)は舊一復關係、(B)は舊二復關係を示す。	総計	(B)及び(A)部員復方地			(B)部理處橋役員復方地			(A)部支局同連給員復			(B)部理處務員復					
		以上舊一復關係合計	以上舊二復關係合計	(A+B)	上陸地支局	上陸地運絡所	佐世保	舞鶴	吳佐世保	賀須賀	西部	中部	東部	北部	業人	總文
		六	六	八	一四〇	一五〇	一六四	一九二	一四五	一二二	三七	二七	三〇	一	七	二一
		二七六	二七六	四八二	一四〇	一五〇	一六四	一九二	一四五	一二二	三七	二七	三〇	五九	二四七	一一二
		七七七	七七七	一〇九八	二六	一〇六	一三二	二二三	一五〇	一〇六	一七	一四	二二	一〇六	八〇	一八
		五三九	五三九	五八四四、一五三	一〇七	七〇	二五〇	二九〇	二九〇	一五〇	四四	七七	一七	一七	三〇	五九
		七九三	七九三	三六〇	三三	三八〇	四二二	一〇八	一〇九	一〇四	三七九	二〇〇	三三五	三三五	五八	一三〇
		一、九三四	一、九三四	六、三二五	七二	六一三	六八五	二四	一八四	二〇八	二三五	二六三	二一四	一四七	五〇七	八八

裏面白紙

519

別冊

引揚援護機内復員機関の分掌事務及び職員表

引揚援護廳内復員機關の分掌事務及び職員表

復員局
局長
一一級一

復員局は、舊陸海軍の復員及びこれに關する事務を掌る。

復員局長は、復員業務の運用に關し、引揚援護廳内各復員機關の長を區属する。

局内各部課の分掌事務は左の通りであつて、第二復員局機務處理部は舊海軍關係の、その他の部課は舊陸軍關係の事務を掌る。

註 各部課の職員の數は、左記の過分により記載する。

事務官	三級	二級
事務官	職員	臨時
	雇人	雇員
	合計	

司附 一局長事務の補佐一

庶務課 課長
(二級)

一五	三三	一三	二一八	二七九
----	----	----	-----	-----

庶務課は、次ぎの事務を掌る。

一 復員局内の文書取扱、連合軍との文書の發受を除く。一に關する事項

二 復員局内の通信に關する事項

三 舊陸軍關係の人事資料に關する事項

四 復員局内の契約及び金錢事務に關する事項

五 他の部課に屬しない事項及び庶務に關する事項

三 一二 復員課は、次ぎの事務を掌る。
一 復員局内業務の総合調整に關する事項
二 復員並びにこれに關連する交換及び通信、庶務課の分掌するものを除く。
三 連合軍の要求に基く特殊財産の調査整理する事項
並び舊陸軍關係を除く。一に關する事項

復員課 課長
(二級)
一一級一

一〇	一八	一八	二八	七四
----	----	----	----	----

復員業務部 一復員課、連絡課、復員相談所を置く。一部長
復員課 課長
(二級)
一一級一

從來の總務課及び整埋課の分掌事務に比し左の點を變更する。	「所管行政の総合調整」を「復員局内業務の総合調整」に縮少する。	政府各機關との交渉に關する事項を除く。
------------------------------	---------------------------------	---------------------

							連絡課 課長	(三級)	一八	一一	八	三一	六八
							連絡課は、次の事務を掌る。						
							一 連合軍との連絡一般に關する事項						
							二 翻譯及び通譯に關する事項						
							三 通譯及び通譯に關する事項						
							業務課 課長	(二級)	九	一一	三	五〇	七三
							業務課は、次の事務を掌る。						
							一 死亡者及び傷病者の取扱等に關する事項						
							二 連合軍の要求による衛生關係の調査で關する事項						
							三 職員共濟組合に關する事項						
							復員相談所 所長	(二級)	兼一	一	一〇	七	二〇
							復員相談所は、次の事務を掌る。						
							一 復員關係の問合せて對する調査、						
							二 回答及び應接に關する事項						
							三 復員機關のため必要なる復員關係の相談に對する應答資料の調製及び登埋に關する事項						
							從來の分掌事務と變化をい。						
經理部 部長	(二級)	一三	三七	一六	六七	一三三							
經理部													
一 諸經費の積算及び配當に關する事項													
二 徴入徵收事務の補助に關する事項													
三 出納官吏の決算及び決算事務の補助													
四 舉重車輛係の會計經理の殘務整理													
五 未俊與者的給與等に關する事項													
六 に關する事項													

資料整理部 部長	(二級)	五
資料整理部は、連合軍の要求に基く 史實資料の調製及び整理等に關する事 務を掌る。	從來の分掌事務と變化ない。	
法務調査部 部長	(一級)	四
法務調査部は、連合軍の要求に基く 法務關係の調査及び連合軍との交渉に 關する事項を掌る。	從來の分掌事務と變化ない。	一五
留守業務部 部長	(二級)	二二
留守業務部は、次ぎの事務を掌る。 一 喬陸軍軍人軍屬中狀況不明者の調 査究明に關する事項 二 遺骨及び遺留品等の處理に關する 事項 三 前二項に關し復員政府機關と世話 課業務の綜合調整に關する事項 四 舊運車船船舶關係の殘務整理に 關する事項	八〇 四三〇 二八五 一六三二 二四二一	四五
	一〇 一七 三四 八六	
	一級 一 二級一四	

留守業務局が復員局内の一つの部として
吸收されること及び船舶殘務整理部が留守
業務部の字品出張所となることと併つて、
分掌事務を整理合理化する。

第二復員局殘務處理部

部長

（一級）

第二復員局殘務處理部は、舊第二復員局の殘務處理に關する事務を掌る。（なお、本文の一にて述べた人爭、會計及び文書に關する業務の中全般的の行政責任は、既に昭和二十三年一月一日よりこれを持つていをい。）

庶務課 課長

（二級）

一二

一四

九

五三

八八

庶務課は、次ぎの事務を掌る。

- 一 部内の庶務に關する事項
- 二 連合軍の要求に基く人爭・關係調査の
- 三 涉外事務に關する事項
- 四 復員に關する調查及び統計に關する事項
- 五 他の課に屬しない事項

復員業務課 課長

（二級）

一八

三一

五

一三〇

一八四

從來の文書課及び總務課の分掌事務を
整理合理化する。

- 一 復員業務課は、次ぎの事務を掌る。
- 二 復員事務一般に關する事項
- 三 死亡者及び傷病者の取扱等に關する事項
- 四 航海車輛係の人爭資料に關する事項
- 五 復員事務の相談に對する回答及び應接に關する事項

經理課 課長

（二級）

一一

一二

一

七九

一一二

從來の分掌事務を整理する。

- 一 經理課は、次ぎの事務を掌る。
- 二 諸経費の積算及び配當に關する事項
- 三 諸経費の支出及び決算事務の補助に關する事項
- 四 歳入徵收事務の補助に關する事項
- 五 出納官吏の決算及び會計事務の検査に關する事項
- 六 舊海軍關係の會計・經理の殘務整理に關する事項

			資料課 課長	(二級)	一四	一一	二	二七	五四
			法務調査課 課長	(二級)	一四	一一	二	二七	五四
			法務調査課は、運台車の要求に基く法務關係資料の調査に關する事項を掌る。	從來の分掌事務と變化ない。	六	八	一四	四二	
			連絡課 課長	(二級)	一四	一一	二	五	七
			連絡課は、 ^次 の事務を掌る。 一 連台車との連絡一般に關する事項 二 織譯及び通譯に關する事項	從來の分掌事務と變化ない。	二六				

(一) 復員連絡局

復員連絡局は、次の事務を掌る。

從來の分掌事務を整理合理化する。

- 一 舊陸軍關係狀況不明者の調査に必要な資料の整備に關する事項
- 二 管内地方引揚援護局復員部及び世話課における舊陸軍關係復員業務の綜合調整に關する事項
- 三 所屬支部の指揮に關する事項
- 四 管内における廢止舊陸軍部隊及び官廳の殘務整理に關する事項

北部復員連絡局 局長

(一級)

一級九

一四

四

二三

五一

東部復員連絡局 局長

(復員局附の就任)

六

一

二

二七

四六

東部復員連絡局

一級兼一

一

二

兼一

東部復員連絡局は、これを東京都に置き、その管轄區域は北海道である。
 東部復員連絡局は、これを東京都に置き、その管轄區域は青森縣、岩手縣、秋田縣、宮城縣、福島縣、山形縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、東京都、山梨縣、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、新潟縣及び長野縣であつて、仙臺に支部を置く。

中部復員連絡局

心得

五

一七

一七

一七

五九

中部復員連絡局は、これを大阪市に置き、その管轄區域は愛知縣、岐阜縣、靜岡縣、三重縣、石川縣、富山縣、福井縣、京都府、滋賀縣、奈良縣、大阪府、和歌山縣、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、鳥取縣、島根縣、山口縣、香川縣、德島縣、高知縣及び愛媛縣であつて、名古屋、廣島及び善通寺に支部を置く。

西部復員連絡局

局長

(二級)

一〇

一七

一七

六〇

一〇四

西部復員連絡局は、これを福岡市に置き、その管轄區域は熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、福岡縣、佐賀縣及び長崎縣である。

(復員連絡局支部)

復員連絡局支部は、次ぎの事務を掌る
一 舊陸軍關係狀況不明者の調査に必要
なる資料の整備に關する事項

二 管内世話課における舊陸軍關係復員
業務の綜合調整に關する事項

三 管内における廢止舊陸軍部隊及び官
廳の殘務整理に關する事項

從來の分掌事務を整理合理化する。

東部復員連絡局 支部長
仙臺支部 支部長

(二級) 五 一二 一一 二三 五一

仙臺支部は、これを仙臺市に置き、その管轄區域は青森縣、岩手縣、秋
田縣、宮城縣、福島縣及び山形縣である。

中部復員連絡局 支部長
名古屋支部 支部長

(二級) 六 四 一五 四六 七一

名古屋支部は、これを名古屋市に置き、その管轄區域は愛知縣、岐阜縣
靜岡縣、三重縣、石川縣及び富山縣である。

同 廣島支部 支部長

(二級) 一 一四 七 四六 七八

廣島支部は、これを廣島市に置き、その管轄區域は岡山縣、廣島縣、鳥
取縣、島根縣及び山口縣である。

同 善通寺支部 支部長

(二級) 七 一七 四 四一 六九

善通寺支部は、これを香川縣善通寺町に置き、その管轄區域は香川縣、
德島縣、高知縣及び愛媛縣である。

(一 地方復員殘務處理部)

地方復員殘務處理部は、舊地方復員局の殘務處理に關する事項を掌る。

從來の分掌事務と變化ない。

横須賀地方復員殘務處理部 部長

(二級)

三〇

六五

七

三三五

四三七

横須賀地方復員殘務處理部は、これを横須賀市に置き、その管轄區域は北海道、青森縣、岩手縣、秋田縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、千葉縣、埼玉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣及び靜岡縣である。

吳地方復員殘務處理部 部長

(二級)

二七

六六

四

二〇〇

二九七

吳地方復員殘務處理部は、これを吳市に置き、その管轄區域は岐阜縣、愛知縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、大阪府、兵庫縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣及び山口縣である。

佐世保地方復員殘務處理部 部長

(二級)

三七

五四

四

三七九

四七四

佐世保地方復員殘務處理部は、これを佐世保市に置き、その管轄區域は佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、福岡縣、鹿兒島縣、宮崎縣、愛媛縣、香川縣、高知縣及び徳島縣である。

舞鶴地方復員殘務處理部 部長

(二級)

一八

二五

〇

一〇四

一四七

舞鶴地方復員殘務處理部は、これを舞鶴市に置き、その管轄區域は京都府、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣、新潟縣及び山形縣である。

(地方引揚援護局
復員部)

地方引揚援護局復員部は、次の事務を掌る。

- 一 上陸地における復員事務に關する事項
- 二 状況不明者の調査資料の收集に關する事項

從來の上陸地支局及び上陸地連絡所が合併して地方引揚援護局内の復員部となることに伴い分掌事務を整理合理化する

			函館引揚援護局			舞鶴引揚援護局			佐世保引揚援護局		
			部長	副員部	部長	副員部	部長	副員部	部長	副員部	部長
			(二級)			(二級)			(二級)		
(臨時職員)											
合計	舊一復職係	舊一復職係	合計	舊一復職係	舊一復職係	合計	舊一復職係	舊一復職係	合計	舊一復職係	舊一復職係
二四	五	一九	二四	五	一九	一六	四	一一	三三	一二六	一九四
五〇	一一	三九	四四	一〇	三四	三八	五	一二	二三	一一六	一七〇
二五	〇	二五	二九	〇	二九	二三	〇	一	一三七	一一四	二〇
一〇九	八	一〇一	一六六	一三	一五三	一三七	二一四	二	二三五	一一四	一九四
二〇八	二四	一八四	二八	二八	二八	二六三	二八	二	二六三	一一四	一九四